

オリンピック・パラリンピックと人権

校長 矢野 尊久

今年リオでのオリンピック・パラリンピックがいよいよ開催となり、4年後2020年には東京にもオリンピック・パラリンピックが開催となります。このオリンピック・パラリンピックと人権は大きく関わりがあります。有名な「オリンピック憲章」では、憲章の定める権利及び自由はいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないとうたっています。東京都は、オリンピック・パラリンピック開催都市として基本的な人権が尊重される社会を貫く方針を打ち出しており、昨年平成27年9月には東京都は人権施策推進指針の改定を行い、世界の都市東京として「生活習慣・文化・価値観などの多様性や人間が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もが住み続けたいと思う都市」の実現を目指しています。リオ、東京オリンピック・パラリンピックに向けては、スポーツに関する興味・関心を高めるだけでなく、本校の子供たち、教職員、さらには保護者や地域の方も含めて人権尊重の理念を浸透させるまたとない機会であると考えています。文化や国、様々な差異を超えて理解し合い、共生社会を創造するチャンスなのです。

今月末には運動会が開催されます。運動会は明保中学校のオリンピック・パラリンピックともいえます。運動会ではスポーツを通して調和のとれた人として子供たちを育成することはもちろんですが、友情、連帯、フェアプレーの精神を理解することも大切だと考えています。そして何よりスポーツの実践そのものがひとつの人権です。全ての生徒がスポーツを行う、その可能性を保障しなければなりません。運動会はオリンピック・パラリンピック同様に単なるスポーツの競技大会ではなく、学級や学年、男性、女性など様々な立場を相互に理解する機会なのです。

さて、本校では平成27年度から東京都人権尊重教育を研究していますが、学校経営方針の中には人権尊重教育に関わる方針はいくつかあります。軸となる内容をご紹介します。



運動会の大縄を練習中

- 1 全ての生徒が分かる授業（ユニバーサルデザインされた授業）
- 2 人権教育の三つの側面である「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の指導の充実
- 3 言葉遣いを媒体とした偏見や差別意識が生まれない学校づくり（教師も生徒も授業中の言葉づかい、日常の時間の言葉づかい、放課後、部活動の言葉づかいなど場に応じた言葉づかいをする）
- 4 問われるのは学校、教職員の人権感覚・人権意識であるという意識

◇平成28年度人権尊重教育の主な取組予定◇

	日程	形態	内容
1	4月20日・27日	授業	各学級での人権宣言の作成
2	5月7日	講演会	インターネットによる人権侵害
3	6月8日	講演会	弁護士による人権の講演
4	6月29日	講演会	オリンピックの講演
5	7月1日	講演会	障害者スポーツの講演
6	7月22日	体験学習	避難所設営での人権的配慮実践
7	9月24日	授業・協議会	道徳授業地区公開講座での協議会
8	10月28日	体験学習	ハンセン病資料館見学

9	12月	サミット	生徒会サミット「人権宣言」
10	1月18日	研究授業・ 発表・講演	研究授業・発表 講演 講師/東京聖栄大学教授 有村 久春 氏

◇明保中学校の学力向上 今年度の取組◇

昨年度に引き続き生徒の学力向上を目指して下記の取組をいたします。是非多くの生徒の参加を期待しています。

英検講座

- ①準2級3級受験クラス
4級、5級クラス
- ②第1回 6月1日、8日、29日(水) 7月6日
第2回 9月21、28日、10月19日、26日
第3回 12月21日、1月11日、27日、2月15日
※全て水曜日
- ③これから案内、申し込みをします。内容は英検対策(1次・2次)です。

土曜学習教室

- ①対象 1学年、2学年
- ②教科 基礎的な数学・英語
- ②1学期 6月11日、18日
2学期 10月1日、11月5日、12日
3学期 2月18日、25日
※全て土曜日
- ③午前9時から11時30分
- ④自分で準備した教科書やテキストを中心にした授業の復習。教科のプリント学習
- ⑤これから案内、申し込みをします。

英語検定校内実施

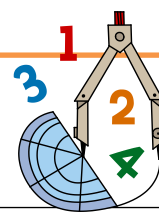
- 第1回 6月10日 校内申し込み5月20日まで
- 第2回 10月7日 校内申し込み9月16日まで
- 第3回 1月20日 校内申し込み12月20日まで

数学検定の校内実施

- 第1回 9月24日
- 第2回 11月11日
- 第3回 2月17日

漢字検定の校内実施

- 第1回 7月8日 校内申し込み6月1日まで
- 第2回 10月21日 校内申し込み9月13日まで
- 第3回 1月13日 校内申し込み12月20日まで



セーフティ教室5月7日(土) インターネットによる人権侵害を考えよう。

SNSなどの使用についてLINE オフィシャルインストラクターの方を講師として全校生徒、地域・保護者の方が講演を聞きました。

とてもわかりやすい内容でコミュニケーションはキャッチボールであること、SNSなどで交わされる言葉は人によって様々に捉えられることなど身をもって学びました。最後にインストラクターから生徒たちに「困ったときに相談できる人をつくりましょう」という話があり、目に見えないインターネットによる人権侵害の被害者、そして時には加害者にならないようにすることはもちろんですが、万が一の時のために身近に相談できる人をつくっておくことも大事だという話がありました。

